



認証マーク義務化

店頭から消えた有機野菜

この4月から、JASの認証マークがないと、有機野菜を「有機」と表示して売ることができなくなった。インチキな有機が取り締まられることは歓迎すべきだが、おかげで店頭から有機野菜がほとんど消えた。有機野菜は今後、どうなるのだろうか。

金丸弘美

昨年の秋から今年にかけて、デパートやスーパーなどの野菜売り場が急変したことに気がつきださうか。これまで「有機栽培」「有機野菜」「オーガニック」などと表示され、販売されていた葉物や根菜類などが、いつせいに姿を消したのである。

これは、JAS法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）が改正され、認証マークがないと農作物も加工品も有機と表示することができなくなったからだ。認証なしに有機と表示した場合は、農林水産省から改善命令が出され、従わないときには五〇万円以下の罰金となる。改正JAS法が施行されたのは二〇〇〇年六月。認証マークの表示が義務化され、罰則が科せられるようになったのは、今年の四月一日からだ。

氾濫していた自称「有機」

有機JASのマークは、農水大臣に登録した認定機関に申請して、畑や栽培方法が有機の条件をすべて満たしているかどうか検査を受け、認定されなければ付けられない。農家だけでなく、農産物の加工や袋詰めをする業者も、認定をもらわないと製品に有機の表示ができない。ただ、個人農家と個人消費者が直接提携する、いわゆる産消提携は、従来通りに有機と表示できる。

認証団体は、これまで有機農産物

を扱ってきた生産者や流通などに関連のあった人たちが設立したものが大半を占めている。これまで、有機の認証を申請した農家や業者は、三月時点で、製造業者一〇一、農家二四八、小分け業者（袋詰めなど）三三、輸入業者三、外国の製造業者二一、外国の農家一五、外国の小分け業者六、合計四二七である（農水省調べ）。

有機農産物が出始めた一九七〇年代は、ほとんどが一般流通に乗ることなく、健康な野菜を求めたいという消費者と、自然循環型農業をめざす生産者とが直接結びつく産消提携がほとんどだった。ところが健康志向の高まりや環境問題の深刻化で有機農産物が注目されたことや、生産量が少なく、値段が一般の野菜類より高いということもあり、有機と称して販売する農産物が氾濫し始めた。

消費者・生産者双方に混乱をもたらしたため、農水省は九三年、有機農産物の表示基準「有機農産物及び特別栽培農産物に係わる表示ガイドライン」を設けたが、罰則はなかった。このため農水省は、有機業者や生産者、生協をはじめ産直団体などを加えて、さらに規格作りを行ってきた。また、生産者団体や流通業者の組織、県や町などで、早くから有機農産物に力を入れてきたところは自主基準を決めたり、認証制度を進めてきたところもあった。このような流れの中で、今回の改正JAS法



クイーンズ伊勢丹小石川店には、ニンジンとパセリの2品しか、認証を受けた野菜がなかった。

有機農産物の規格が設けられたのである。
1%以下?
認証受ける野菜は

昨年、農水省に聞いたときは、「認証制度が始まって、実際に流通する有機農産物は、全農産物のおそらく1%以下、あるいは0.1%程度になるのでは」とのことだった。

では四月に入って、認証マークの付いた農産物は実際、店頭にあるのだろうか。近所の一般のスーパーや「八百屋」をのぞいてみたが、皆無だった。オープンして三カ月という東京・文京区白山の高級スーパー、クイーンズ伊勢丹小石川店に行ってみると、認証マークの付いた野菜があったが、パセリとニンジンの二品という寂しさだ。ただ、売れ行きは順調だという。

「あと半年くらいで、一〇品にはな



東京・秋葉のグルッペでは、認証にこだわらず、野菜が並ぶ。

るでしょう。健康志向で有機農産物は今まで以上に注目されると思う。今後も安定供給してくれる業者と連携して取り引きしていく」とは、店長の黒川太郎さん。ちなみにクイーンズ伊勢丹全体で年間に扱う野菜は、約三〇〇種類という。

開店から二五年、自然食品店の草分け的存在の一つ、JR中央線荻窪駅前のグルッペ(東京)にも、認証マークの付いた野菜があった。しかし、こちらにも、ラデッシュ、三つ葉、春菊の三品目。もっとも、経営者の稲津恒己さんは、認証にあまりこだわっていないという。

「日本は山間地が多く、耕地の規模が小さい。畑も隣接していて、『従来の慣行栽培と、有機栽培との境目をつけなさい』といっても、現実にはなかなかつけられない。有機栽培は、栽培の記録を全部取らないといけないし、有機とそうでない慣行栽培で



群馬県の浦部修さん、真弓さん夫妻は、認証制度の手続きが煩雑で、悲鳴をあげている。

は機械を別々にしないといけない。そこまですべて認証の負担を全面的に農家が背負うのは、きつい。流通業者や消費者が、認証の負担を受け持つのであれば、生産者もがんばろうとなるかもしれない。しかし現在の状況では、認証を受ける有機農業者は増えないでしょう。今、有機・転換中有機(これから有機にするところ)や、特別栽培(減農薬、減化学肥料など)を含めても、全農家の1%くらいしかない。認証のある農産物や加工品が一通り揃うのは、どんなに早くても一〇年はかかるのではないだろうか」

グルッペの場合は、稲津さん自らが生産地に二五年間通ってきた。「認証された野菜を集めようと思えば、すぐにでも一〇品目は集まる。しかし、表示よりも信頼関係を大切にした。産地に行くから、作業内容も説明できる。そのほうが生産者

にも、消費者にも負担がかからないと思う」と稲津さんは言う。

東京で最大の大田市場では、どうだろうか。大田市場の扱いは野菜だけでも一日に二二八〇トン、金額にして五億四〇〇万円にもなる。

セリを行なえる卸売業者は野菜では五社あるが、その一つ、東京青果株式会社を訪ねた。東京青果は野菜や果物で年間一五〇〇億円を扱う。「昨年六月に改正JAS法が施行されたときから、自称『有機』は扱っていませんので、三月時点ではゼロ。もともと有機は市場外で扱われていたので、市場はほとんど通らない。ガイドラインでの有機農産物でも、扱いは一億円弱、0.1%もありませんでした。これから出てきても、ポチポチというところでしょうね。そもそも有機農産物は、規格化しにくいもの。ですから扱いが難しく、市場では少ない」と個性化園芸事業



慣行栽培と有機栽培との間の畦に除草剤が撒かれたため、畦側1メートルを手刈りした浦部さんの田。

有機農産物を理解するための基礎知識

有機農産物の呼び方

有機農法という言葉は、有識者や生産農家が集まって1971年に発足させた日本有機農業研究会に端を発するといわれる。戦後の農業や化学肥料に頼る近代農業は、薬害や土の疲弊や作物の病気、人の病気、自然生態の破壊をもたらした。そのような背景から、この会が誕生した。ここから、自給と地域循環型農業を目指す実践が始まった。有機という言葉は、自然にある落ち葉や枯れ枝などの有機物を使う意味も。

農林水産省のガイドライン

有機農産物が氾濫し、消費者と生産者に混乱が生じたため、1993年にできた有機農産物の表示ガイドライン。有機農産物は農業や化学肥料を3年以上使用しない田や畑の作物。有機にするために6カ月以上農業も化学肥料も使わないものを転換中有機栽培、栽培中に農業を使わないものを無農薬栽培、栽培中に化学肥料を使わないものを無化学肥料栽培。農業や化学肥料の使用量が慣行栽培（その地域で通常行なわれる栽培方法）の2分の1以下の場合にはそれぞれ減農薬栽培、減化学肥料栽培、といったガイドラインを定めたもの。ただし強制力はなかった。

2000年6月、コーデックス規格に呼応して、改正JAS法で有機は範疇が決まり、法的な規制も受けるようになった。そのほかの転換中有機栽培や、無農薬、減農薬などのガイドラインは、そのまま残っている。

JAS法の規定



農業や化学肥料を使用しないで播種（種を蒔くこと）、または植えつけ前2年以上の間（多年生〔果実類〕は最初の収穫前の3年以上）、堆肥による土作りをした畑や田で生産された農作物。加工品については、原材料が有機農産物であり、化学的に合成された添加物や薬剤の使用を避けて製造された加工食品。また、食塩および水を除いた原材料のうち、有機農産物および有機農産物加工食品以外の原材料の占める割合が5%以下であること、などとなっている。

ほかには、遺伝子組み換えの種は用いてはいけないとか、畑の周辺は使用してはいけない農薬や肥料などの資材が飛来しないように明確に区分されていないとかならぬとか、有機農産物の輸送や貯蔵はほかのものと混合しないように管理すること、など細かい規定がある。また、使用してよい肥料や農薬の使用リストも決められている。これらのことをすべて満たしているかを第三者である登録認定機関に申請し、検査を受け認証されて有機と認められる。そして有機の認証シール（有料）を貼ることができる。写真は、群馬の浦部さんが取得した古代米の認証シール。

有機農産物の登録認定機関

登録認定機関は、農水大臣に登録し、認定手数料および認定業務規程について許可を受けなければならない。登録基準を満たしているか、審査にかかわる人の資格要件や認定業務の管理について審査を受けることになっている。資本や役員、審査にかかわる人員や費用など、機関の内容をすべて報告しなければならない。また、認定を行なったものに対してはすべて報告することになっている。

2001年4月3日現在、登録認定機関は38団体。日本有機農業研究会の支部を中心とした特定非営利活動法人・兵庫県有機農業研究会など、NPO（非営利団体）法人を中心に、これまで有機農業を進めてきた生産団体や流通の関係者が多い。

コーデックス委員会

国連食糧農業機関（FAO）と世界保健機関（WHO）の合同食品規格委員会で、1962年に設置された。食品の国際規格の作成等を行っている。健康や消費者の保護、公正な食品貿易を確保することを主な目的として、食品表示、食品衛生などの多くの下部組織で構成され、ここで策定された国際食品規格を「コーデックス規格」、または「コーデックス」と呼ぶ。この国際規格をもとに各国が規格を採用するように奨励される。規格は、食品規格委員会が作成したものを基に事務局で原案が作られ、各国の意見を求めることが何度か繰り返され決められる。

日本は66年に参加。97年にコーデックス委員会では有機農産物のガイドラインが設けられ、加盟国の日本も、有機認証の基準策定と検査・認証制度を行なうことになった。

「安心して作物を売れる 制度じゃない」

手続きも煩雑で困っていると語る

部の佐藤顕さん。
JAS法が改正され、有機と表示される農産物は極端に少なくなった印象だ。認証が負担という声もあるが、実際に認証を受けた農家はどうか見ているのだろうか。

のは、群馬県でコメを作る浦部修さん、真弓さん夫妻だ。
「行程管理者、つまり生産者を指すんですが、としての研修をまず受けないといけません。有機の規定や使ってよい資材など、有機の考え方の講習です。そして初めて、申請ができる。申請には栽培記録、圃場（田畑）の位置などを明記しなければなりません。その書類書きだけでも大変。

そして認証団体の検査があり、その検査結果の審査があり、そこで合格すればシールを貼ることができます。審査料のほかに、検査員に来てもらうための交通費や宿泊費も必要。それと認証シール代は別です。何枚、どこに貼ったかも記さないといいけないのです」

浦部さんの田は二七カ所もある。ほかの農家の田が上にある場合は水路が分けられないため、やむなく区分するための溝を作り、木炭を入れて水を浄化させることにした。また別の田では、隣接する田の畦に除草剤を撒かれた。このため、畦のそばの稲を一メートル幅に手で刈り取り、区分け作業をしたという。

消費者は？ 農家といっしょにつくる

改正JAS法は、有機農産物を広める意味で一歩前進ですが、矛盾点がいくつかあります。一つ目は、以前の有機農産物の基準であったガイドラインが、まだ残っていることです。「無農薬農産物」などの表示は、本物の「有機」と紛らわしく、消費者の混乱を招くだけです。二つ目は、農家に負担が多い認証制度です。これでは、認証を取りたくても取れない農家が多く、本当によいモノが一般の農産物にまぎれて市場に出てしまいかねません。結果、消費者はよいモノが選べなくなってしまう。三つ目は、農薬の空中散布などの規制をしていないことです。認証を受けようとした農家の野菜を調べ

てみたら、農薬が残っていて認証を受けられなかった例がありました。これは空中散布などの、いわゆる「もらい農薬」が原因と見られています。一方で有機を厳しく認証しておきながら、一方では農薬を野放しにしておくとはどういうことでしょうか。

このように問題のある認証制度ですが、有機農産物を増やすには、「大豆畑トラスト」のように消費者が資金を出して農家を支え、農家といっしょに有機野菜をつくっていくことが確実です。季節のモノを上手に食べていく生活——、食のあり方自体を見直していかないとダメです。

(水原博子・日本消費者連盟事務局長)

では、収穫後、有機とそうでない農産物の倉庫など、置く場所も明確に分けないといけない。しかも、一年ごとに認証の検査を受ける必要がある。浦部さんが申請した団体では、審査料だけで約五万円かかった。

「経費は、すべて生産者負担。いまのJAS法は、農家が安心して作物を売れる制度じゃない。消費者が安心して買える制度。それだけ、これまで有機農産物にインキなものが多かったということなのでしょう。農家に対する援助もないし、税法上の優遇もない。これは、すでに各地の農家の間で問題になっていると思います」と浦部さんは言う。

ほかの生産者の動きはどうか。有機農家と消費者を結んできた株式会社「大地」の生産グループ有機農業推進室長・戎谷徹也さんを訪ねた。「認証経費をなんとかしてほしいという一般生産者の声は聞いています。だからといって簡単に、農産物の価格を上げることはできない。消費者には、結果的に認証の経費を消費者負担にすると映ってしまう。」

うちは会員制で、お客さんは「大地の会」を信頼している。なのに、認証そのものにもお金をかけるのか、という反発も予想される。ただ、ほかに卸しているところもあって、有機JASマークが欲しいという要望もある。正直、複雑なところ。さらに信頼を得る通過点ととらえている」という。

ただし「大地の会」では、取得しやすいうちに認証の仕組みを各地の生産者に説明してきた。また、会員生産者の認証費用は、すべて「大地の会」が負担。生産者は、検査員の交通費と宿泊費の負担だけで済むようにしているという。

「栽培日記をこまめにつけてきた生産者は、これまでの内容が証明できることもあり、認証は受けやすいようですね。逆に有機栽培をしてきても記録がなく、過去三年の有機栽培をしたことが証明できないために転換中有機栽培になり、認証を取れないケースが非常に多いです(戎谷さん)」

もつとも認証代を負担するといっても、遠隔地では大変だ。たとえば、鹿児島県徳之島の有機農家一六人は認証を取ることにしたが、検査員の宿泊・交通費だけで四〇万円になるという。これらを均等で割るといっても金額的には大きい。

認証団体作った生産者も

こんな中で、制度を前向きに考えるという生産者もある。専業農家の集まりであるマルタ有機農業生産組合(本部・東京神田)が、その一つだ。農家八〇〇人が加盟し、おもに生協や大型量販店に卸している。

「六〇人くらいが認証を取り、秋まには一〇〇人近くなる。今年に入って、認証を受けた農産物の需要が増えて、足りないくらい。すでに今

年の秋の予約までできていて、もつとも認証を取るように農家に言っているところ。うちは早くから自主基準を作り、生協や量販店に対して栽培方針を示してきたので、どの農家も比較的戸惑うことはなかった」と組合長の鶴田志郎さん。

同組合では早くから認証制度の勉強会を行ない、海外視察も実施。また、自ら認証団体の特定非営利活動法人・日本有機農業生産団体中央会を立ち上げた。これによって認証経費を安くでき、検査員の経費も地区の農家のグループで分担するなど、対策をしてきた。

では、有機という言葉の発祥といわれる日本有機農業研究会では、この動きをどうとらえているのか。

「日本有機農業研究会では、規制先行の認証には問題があると主張してきた。会員は従来通り、生産者と消費者との直接提携を深め、信頼関係を強めていこうという考えは変わらない。農水省と折衝して、産消提携においてJAS法規制外で「有機」と情報提供できる範囲を明らかにしてもいい、その範囲内で従来通り、有機の名称を使い続けているのです。改正JAS法では、あまりに個人農家の負担が多すぎます。農水省は規制をする前に、有機農業をどう推進し、どう位置付け、今後どうしていくかの方針をこそ、具体的に示すべきでしょう」と事務局の上杉幸康さん。

有機農業を「見直しのとき」と言うのは、かこしま有機生産組合のメ

